

八色西瓜の生産基準

1. 基本的な考え方

JA及び八色西瓜生産組合における八色西瓜の生産基準は、農薬安全使用基準等の農薬に関する各種基準を遵守し、消費者に信頼される安全・安心の農産物づくりを基準とする。

八色西瓜を栽培する生産者はエコファーマーの認定を受け、環境保全型農業に取り組むものとする。

栽培圃場は、つる枯れ病、炭疽病、疫病、菌核病、アブラムシ等の病害虫の常発地を除くものとする。

2. 土づくり

有機物の投入を促進し、原則として毎年、完熟堆肥2トンを前年秋に施用し、土づくりに努めるものとする。

3. 品 種

八色西瓜生産組合で栽培する品種は、試験栽培等を除き次の通りとする。

小玉西瓜（開閉栽培）： ひとりじめ7

小玉西瓜（密閉栽培）： ひとりじめ7・ひとりじめHM

密 閉 栽 培： 富士光TR

つ る 引 き 栽 培： 祭ばやし777

4. 施 肥

(1) 肥料は、「八色西瓜施肥基準」に定められた肥料の使用を基本とする。

(2) 「八色西瓜施肥基準」に記載されていない資材を使用する場合は、八色西瓜生産組合と協議し、対応するものとする。

(3) つる引き栽培及び小玉西瓜(つる引き栽培)の基肥は原則として秋施用とする。ただし、圃場の状態により、秋施肥が不相当と認められた場合は、この限りではない。

5. 防 除

(1) 病害虫防除は、安全安心と品質の確保を基本として、可能な限り使用回数を減らすものとする。

(2) 殺菌・殺虫剤・展着剤の散布については、農薬の安全使用基準を遵守し、使用するものとする。

(3) 薬剤は別紙「八色西瓜基本防除使用農薬一覧表」に記載された薬剤を使用することを基本とし、すいか登録農薬の中で病害虫発生予防に努めるよう使用する。

(4) 病害虫の発生状況により別紙一覧表に記載されていない農薬を使用する場合は、八色西瓜生産組合及びJAが発行する「八色西瓜通信」に記載された農薬で対応するものとする。また、八色西瓜生産組合及びJAは上記「八色西瓜通信」を発行した場合、その文書を3年間保管するものとする。

(5) 圃場状態、異常気象等により病害虫の多発生が予想される場合は、JA・八色西瓜生産組合と話し合い対応する。

6. 肥培管理

八色西瓜生産組合及びJAが示す「すいか栽培ごよみ」及び「八色西瓜施肥基準」を基本とし、品質を重視した肥培管理に努めることとする。

7. 収穫及び出荷

- (1) 八色西瓜生産組合の出荷基準を満たすように収穫し、出荷するものとする。
- (2) 出荷基準を満たし、検査に合格した「すいか」は、八色西瓜の専用シールを貼り、「八色西瓜」として出荷するものとする。
- (3) 基準通り栽培されていないものは不適合品として JA 及び八色西瓜生産組合で取り扱わないものとする。
- (4) 無登録農薬の使用など法令を犯す重要な過失があった場合は、当該圃場の農産物を出荷停止及び廃棄処分とする。

8. 生産履歴の記帳と記帳の点検

八色西瓜生産組合で取り扱う「すいか」を栽培する場合は、栽培日誌・防除日誌（以下、栽培管理日誌という）を記帳し、JA 及び八色西瓜生産組合の指示により提出し、点検を受けるものとする。

9. 生産協定の締結

八色西瓜生産組合で取り扱う「すいか」を出荷する者（八色西瓜生産組合員）は、栽培管理日誌の提出をもって JA と生産協定を締結するものとする。

八色西瓜生産組合員は、生産協定を締結した圃場以外の収穫物を混入させてはならない。

10. 個人情報の取り扱い

- (1) JA は提出された栽培管理日誌について安全・安心な農産物づくりの目的から逸脱した目的でこれを利用しない。
- (2) 生産者は、栽培管理日誌に記帳された内容について、JA が必要に応じ消費者等、第三者への開示を行うことを承諾するものとする。
- (3) 生産者は、栽培管理日誌の記載内容について JA に対し、第三者への開示の差し止め請求が出来る。ただし、この場合は、開示差し止めの内容・記載項目・理由等を文書で提示、請求するものとする。

11. 生産基準の見直し

生産基準の見直しについては、毎年度 JA 及び八色西瓜生産組合で検討を行い、必要があれば改定を行う。

12. その他

不明な点、詳細な点については、JA 及び八色西瓜生産組合と協議して対応する。

平成18年12月15日改定
平成19年12月 5日改定
平成20年 4月 3日改定
平成21年 4月 7日改定
平成24年 4月12日改定
平成26年 7月29日改定
魚沼みなみ農業協同組合
八色西瓜生産組合